

海洋・港湾構造物設計士の資格更新制度 認定単位要領表

(1)目的

本資格取得後の継続学習及び実務を通じて、海洋・港湾構造物設計士(以下、「設計士」と言う)としての知識・技能・管理力のさらなる向上を図る。

(2)資格の有効期間

試験合格年度の翌年度4月1日から5年間で、以後更新ごとに5年間とする。

(3)資格更新条件

- 1) 資格更新条件は、継続学習及び実務実績の認定単位合計が5年間で250単位以上とする。
 - ①虚偽の記載が判明した場合は、資格を剥奪するとともに再取得を認めない。
 - ②継続学習及び実務実績による認定単位は、下表のとおりとする。
 - ③実務実績の認定単位は、5年間合計で最大200単位とする。
 - ④5年間で取得した認定単位のうち、250単位を超える単位については、次回更新時の単位として持ち越すことができる。ただし、持ち越し単位の上限は125単位までとする。
 - ⑤資格有効期限の時点で250単位を満たしていない資格登録者は、休止資格者として扱い、認定単位が充足した時点(250単位に達した時点)で次年度(4月)に資格更新をすることができる。なお、本資格の休止資格者としての期間は、1年間を限度とする。
- また、更新された時点から以降5年間で250単位取得することが次の資格更新の条件となる。

(4)その他

- 1) 更新手数料として10,500円を徴収する。
- 2) 受験時に記載した連絡先が変更となった場合は、すみやかに資格認定機関(当センター)に連絡すること。

認定項目		認定単位	備考
I 継続学習	a. 講習・研修会 ^(注1)	a 継続学習単位	・継続学習経歴書に虚偽の記載がないことを誓約署名して提出すること。 ・資格認定機関(当センター)は継続学習経歴書の審査において、電話、メール等で記載内容の確認を求めることがあるので、出席が確認が出来る書類等を保存しておくことが望ましい。
	b. 海洋・港湾構造物等 ^(注2) に関する論文等の発表		(注1)(財)沿岸技術研究センター、(社)土木学会、(社)地盤工学会、コンクリート工学協会、建設コンサルタント協会、日本技術士会等で主催する講習会、研修会、講演会、シンポジウム等の参加について申告する。
	(1) ・口頭発表(法人格を持つ学協会での発表、講演)(重みW=0.4) ・口頭発表(前記以外での発表、講演)(重みW=0.2)	b-1 継続学習単位 $= \Sigma$ 重みW*H(分)	(注2)「海洋・港湾構造物等」については「海洋・港湾構造物設計士資格認定試験 受験案内」にて定義されている以下の条件に従うものとする。
	(2) ・論文掲載(学術雑誌への査読付論文)(1論文あたり40) ・論文投稿(一般論文総説等)(1論文あたり10) ※連名者、共著者は重みは1/2とする	b-2 継続学習単位 $= \Sigma$ (40または10)	海洋・港湾構造物等は、港湾法第56条2の2において定義された技術基準対象施設である水域施設(港湾区域外を含む)、外郭施設(同)、係留施設(同)、廃棄物埋立護岸、海浜、緑地及び広場のほかに、港湾法以外(海岸法、河川法、漁港漁場整備法、航空法)の適用を受ける同種の構造物も原則対象とする。また、民間及び海外の事業における、同種の構造物も原則対象とする。 なお、不明点がある場合は、該当箇所を朱書きするなどして(E-mail: cdit-sekkei@cdit.or.jp)のアドレスに送付してください。
	(3) ・技術図書の執筆(重みW=3.0、または原稿用紙(400字詰)の枚数) (ただし、1件あたり最大30、一般土木構造物の場合は最大15)	b-3 継続学習単位 $= \Sigma$ 重みW*H(時間)	・aについては、海洋・港湾構造物等と一般土木構造物の区別はせず、単位は各団体が提示しているCPD単位に従うものとする。 ・b,c,d,eについては、一般土木構造物に関する場合、海洋・港湾構造物等に関する場合に比べて重みは1/2とする
	c. 海洋・港湾構造物等に関する技術指導 (重みW=10) ・大学、学術団体等が実施する講習会、講演会等における講師	c 活動単位 $= \Sigma$ 重みW	
	d. 海洋・港湾構造物等に関する自己学習 (重みW=0.5) ・学協会誌や公表論文の抄録を取りまとめるなど(証拠資料を求める場合があります) (ただし、1件あたり最大30)	d 活動単位 $= \Sigma$ 重みW*H(時間)	
	e. その他 (重み: 議長または委員長など W=2.0、幹事または委員など W=1.0) ・法人、学協会等が主催する各種委員会、研究会等への出席	e 活動単位 $= \Sigma$ 重みW*H(時間)	
II 実務実績	a. 海洋・港湾構造物等 ^(注3) の設計に関する実務実績(重みW=2.0) ・海洋・港湾構造物等の設計に関わる研究、調査についても、設計に関する実務として認める。 ・海洋・港湾構造物等に関する仮設工のみを対象とした実務は、認められない。	a～d 実務実績単位 $= \Sigma$ 重みW*従事期間(月)*5単位	・実務経歴書(従事業務名、従事期間等を記載。所属組織の証明印付)を提出すること。 ・申請時に継続中の実務は終了していないても申請することができる(年度内、工期内の短い期間)。 ・審査のため、提出された実務経歴書及び実務内容報告書について、電話等での質問や、追加の資料(施工計画書、報告書、研究論文のコピーなど)の提出を求めることがある。
	b. 海洋・港湾構造物等に関する研究、調査、計画、工事、及び管理の実務実績 (重みW=1.0)	・契約行為の有無に関わらず全て対象とする。	(注3)「海洋・港湾構造物等」については「海洋・港湾構造物設計士資格認定試験 受験案内」にて定義されている条件に従うものとする。
	c. 一般土木構造物の設計に関する実務実績 (重みW=1.0)	・下請けとしての実務も対象とする。	
	d. 一般土木構造物に関する研究、調査、計画、工事、及び管理の実務実績 (重みW=0.5)	・5年間合計で最大200単位とする	